

土佐市子育て世帯U・Iターン希望者移住支援補助金

目的

土佐市に移住しようとする県外在住の子育て世帯が、市内の住宅を取得する場合又は民間賃貸住宅等に入居する場合に補助金を交付することにより、子育て世帯移住者の経済的負担を軽減するとともに、本市の移住促進を図ることを目的とする。

補助金交付対象者

次の各号のいずれにも該当する者

- ①市内に定住の意思がある者
- ②平成28年4月1日以降に県外から移住する者で、過去3年間土佐市に住民登録していない者
- ③中学生以下の子どもを扶養し、現に同居している世帯又は妊娠中で、かつ、母子手帳の交付を受けている世帯の者
- ④県外から土佐市に移住し、1年を経過していない者
- ⑤市税等の滞納がない者(生計を共にする世帯員を含む。)
- ⑥生活保護法(昭和25年法律第144号)第14条に規定する住宅扶助を受けていない者
- ⑦暴力団等(土佐市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則(平成24年規則第12号)第4条各号)に該当しない者(生計を共にする世帯員を含む。)
- ⑧この要綱に基づく補助金の交付をこれまで受けていない者

補助項目	補助対象経費	補助率及び限度額
賃貸住宅契約時の初期費用及びリフォームにかかる費用	土佐市内での民間賃貸住宅及び中古住宅の賃貸契約の際にかかる、礼金、不動産手数料、前家賃1ヶ月分及び土佐市空き家バンク登録物件に入居する際に、土佐市Uターン希望者住宅改修事業費補助金の対象外経費にあたる住宅改修にかかる費用のうち、第3条に規定する補助対象者が負担する費用	補助率は4分の3以内とし、限度額は15万円とする。
住宅購入に係わる初期経費	土佐市内での新築・中古住宅購入にかかる、不動産手数料、登録免許税	補助率は10分の10以内とし、限度額は20万円とする。
引っ越し費用	土佐市へ転入、入居にかかる引っ越し費用	補助率は4分の3以内とし、限度額は15万円とする。

(注) 上記の3項目の中から最大2項目が補助対象となる。3項目以上の補助金交付はできないものとする。